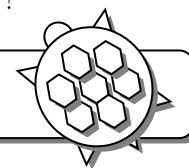


# 亀さん通信

酷暑が続いていますが、いかがお過ごしでしょうか？

亀のように歩みは遅くとも、『お金力』をしっかり、確実に身につけていただく【亀さん通信】第 166 号の発信です！

## まざまざと見せつけられた自然の猛威



各地に甚大な被害をもたらした今月初めの記録的な豪雨。岐阜県でも関市で津保川などが氾濫し、床上浸水が 382 棟、床下浸水が 547 棟にも及びました。その中の 1 棟が知人宅であり、微力ながらお手伝いに出向きましたが、自然の猛威をまざまざと見せつけられた次第です。ご承知の通り、**水災による損害は火災保険で保障されませんが**、今回はその内容を再確認してみましょう。

台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災によって、保険の対象が損害を受けた場合は火災保険で補償されます。ですが、全ての火災保険で補償されるわけではなく、**水災の補償を付けていることが前提**です。現在、損害保険会社はそれぞれ独自の火災保険を販売しており、その補償内容は様々。また自分に必要な補償を選択できる商品もあり、水災の補償を外しているケースもあるでしょう。ご心配な方は一度確認してみたいはいかがですか。なお、従来からの業界共通商品である住宅火災保険には、そもそも**水災の補償がありません**。何十年前の住宅ローン借入時などから、火災保険を長期間契約している場合はご注意ください。

では、水災による損害について、保険金の支払要件（各社独自の火災保険）を見てみましょう。

### ■保険の対象に 30%以上の損害が生じたこと

### ■床上浸水または地盤面より 45 cmを超える浸水を被った結果、保険の対象に損害が生じたこと

すでに気づかれた方もいらっしゃるでしょうが、つまり**床下浸水では保険金が支払われない**ということ。支払要件は会社によって若干の違いがあり、上記はあくまで一般的なものですが、被害者にとっては厳しい要件だと言わざるを得ません。実害は少ないように思える床下浸水ですが、悪臭や木材の腐食などによって数百万円単位の出費が必要になることもあるのです。

次の図は、保険の種類別に支払要件と支払われる保険金の関係をまとめたものになります。

保険の種類	保険金支払要件	支払われる保険金
住宅火災保険	補償なし	補償なし
住宅総合保険	①損害割合 30%以上 ②床上浸水+損害割合 15%以上 30%未満 ②床上浸水+損害割合 15%未満	①損害額の 70% ②保険金額の 10% (200 万円限度) ③保険金額の 5% (100 万円限度)
各社独自の火災保険 (水災補償あり)	①損害割合 30%以上 ②床上浸水 or 地盤面より 45 cmを超える浸水	①損害額 ②損害額

各社独自の火災保険は**実際の損害額を支払うタイプ**が大半ですが、従来からの業界共通商品である住宅総合保険は、最高でも**損害額の 70%しか支払われません**。要するに洪水で建物が全壊しても、保険金では元通りに再建できないということ。前述の住宅火災保険と同様、火災保険を長期間契約している場合はご注意ください。また各社独自の火災保険でも、保険料負担を抑えるために、水災時の保険金支払いを**住宅総合保険並みに縮小する特約**もありますのでご留意のほどを。

近時は数十年に一度レベルの自然災害が、毎年のように起こっています。地球温暖化の進行に伴う異常気象は、これまで水災のなかった地域に思わぬ被害をもたらすかもしれません。万が一の時に多大な出費を強いられ、**今後の人生設計を狂わせるほどの事態**を招いては悔やんでも悔やみきれないでしょう。とはいえ、保険は万能ではありません。加入するのも、しないのも、全ては**自己責任**です。

被災地の一刻も早い復旧をお祈り申し上げます。

(株)亀山保険事務所 亀山裕弘 (代表) 1 級ファイナンシャル・プランニング 技能士 0575-28-2768 info@kameyama-hoken.com